

神奈川県川崎市 公設民営「フリースペースえん」の取り組みについて



認定NPO法人フリースペースたまりば理事長
川崎市子ども夢パーク・フリースペースえん
総合アドバイザー

もと文部科学省フリースクール等検討会議委員
日本ユニセフ協会「こどもにやさしいまちづくり」委員会委員
神奈川大学非常勤講師

西野博之
(精神保健福祉士)

簡単な自己紹介

■不登校・ひきこもりの子ども・若者の居場所づくりに38年前から関わる。**1991年フリースペースたまりばを開設**（川崎市高津区）。**今年33周年**

■98年から「**川崎市子どもの権利に関する条例**」の調査研究員**会世話人**として、条例の策定に関わる。

（2000年12月条例が市議会で成立。2001年4月施行）

■条例の具現化を目指した「**川崎市子ども夢パーク**」づくりに**関わり、2003年オープン**。2006年から15年間所長を務めた。現在総合アドバイザー。

■元文部科学省フリースクール等に関する検討会議委員

■現在日本ユニセフ協会子どもにやさしいまちづくり事業**(CFCI)**委員会委員

《私の活動の原点》

学校に行けないだけで、
いのちを落とす子どもたち。

たかが「学校」 ・ されど「学校」

不登校・ひきこもりは
「いのち」に関わる問題。

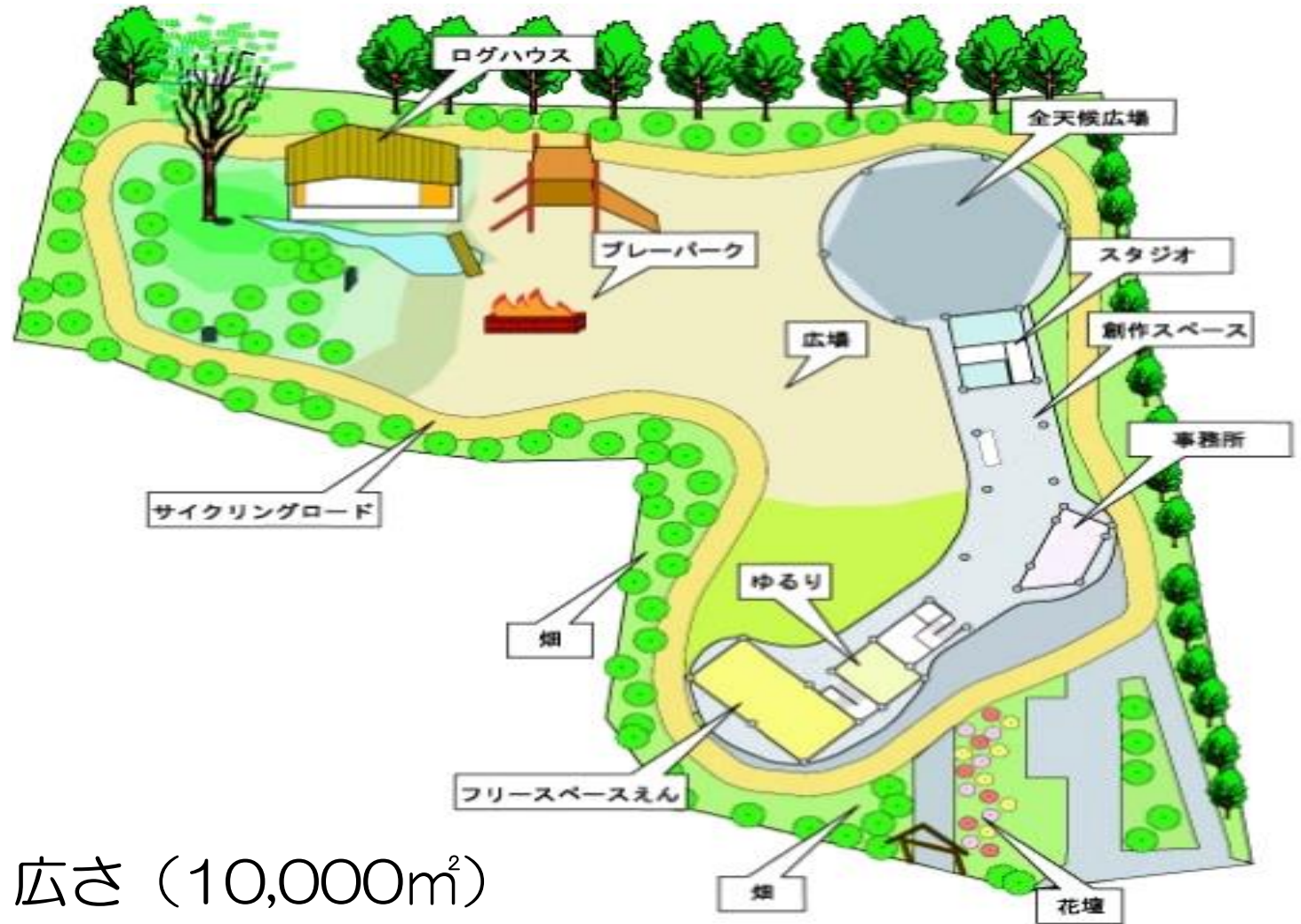
子どもの「いのち」を真ん中にすえた
安心して過ごせる「居場所」づくり
学校外でも育ち・学ぶことができる選択肢の必要

川崎市子ども権利条例をもとに、「子ども夢パーク」 を開設。その中に公設民営の「フリースペースえん」 も設置。

2003年7月23日オープン

「川崎市子ども権利に関する条例」
の具現化を目指した青少年教育施設

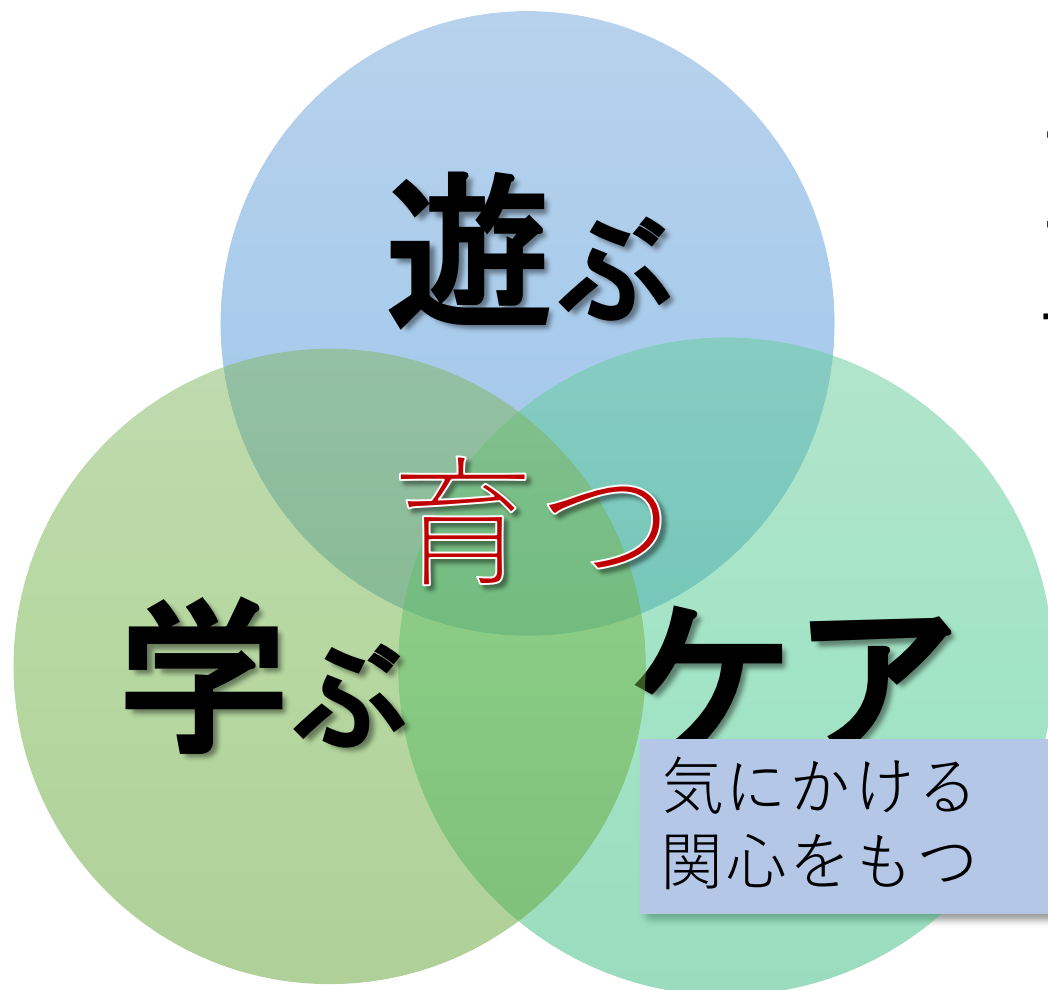
川崎市子ども夢パーク共同運営事業
体（公益財団法人川崎市生涯学習財
団と認定NPO法人フリースペースた
まりば）が運営する指定管理施設



広さ (10,000m²)

子どもの育ちの3要素

◆「遊ぶ(play)、学ぶ(learn)、ケア(care)」



プレーパーク・
フリースペースに
またがる **3つの要素**

つながりの中で
子どもが育つ

「やってみたい」
ことに挑戦できる
環境づくり

プレーパーク
～「禁止」の看板をもたない
遊び場づくり～

火・水・土・工具が使える

「ケガと弁当、自分もち」

～自分の責任で
自由に遊ぶ～



子どもの権利条約31条 「遊ぶ権利」



「遊び」がもつ力

「非認知能力」を高める



数値化されない力

～人間として生きていく力
を育む～

AIが予測できない困難にであった時に・・・

- ・ 目標に向かってがんばる力
- ・ 人とうまく関わる力
- ・ 感情のコントロールができる力
- ・ 困難からしなやかに立ち上がる力

安心して失敗できる環境づくり

「ケガ」や「失敗」を恐れて、挑戦すらしない子どもが増えている。

子どもは失敗の体験を通じて、振り返り、同じ失敗を繰り返さないようにしたらどうしたらいいかを学び、悔しさを受けとめ、そこからしなやかに立ち上がる力を手に入れていく。

生きづらさを抱える若者の中に

「0・100」タイプの人をよくみかける

「できないこと」を受け入れる力も大事

おとなたちの不安が 子どもたちを追いつめる

不登校になるとそのままずっと外の社会に出られなくなるという親や周囲のおとなたちの不安が、
子どもたちを生きにくくさせている



親を支える取り組みが必要

《3種類の親の会を開催》

- ・「フリースペースえん保護者会」（会員対象）
- ・「不登校グループ別相談会」（一般対象）
- ・「親の会 たまりば」（一般対象）

不登校児童生徒を「学校嫌いな子」と
決めつけないでほしい。

多くの不登校児童生徒が語る言葉

「学校が安全で、安心して、
楽しく学べるなら、
学校に行きたいんだよ」

フリースペースえん（子ども夢パーク内）

様々な背景を持つ不登校児童生徒やひきこもりの若者の権利保障を目指してつくられた公設民営のフリースペース。



発達・知的・精神・身体などさまざまな障害や非行などの背景を持つ子ども・若者たちも受け入れている

- ・会費 無料
- ・会員登録制
- ・義務教育年齢にとらわれず、高校進学後も利用できる

フリースペースえん会員 年齢別内訳

	男子	女子	計(名)
小学生	27	18	45
中学生	27	16	43
高校年齢	12	6	18
計	66	40	106

フリースペースに在籍したまま、
定時制・通信制高校に通う⇒中退防止に効果

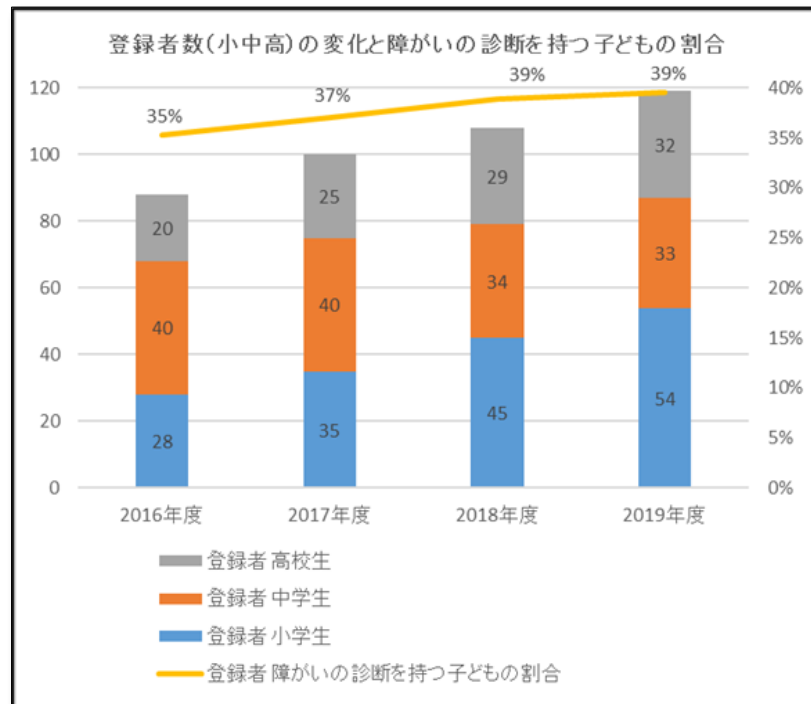
*参考 19歳以上:35名
登録者合計141名
(2023年10月24日現在)

異質・異年齢が混ざり合うインクルーシブな場
⇒安全・安心な居場所づくり

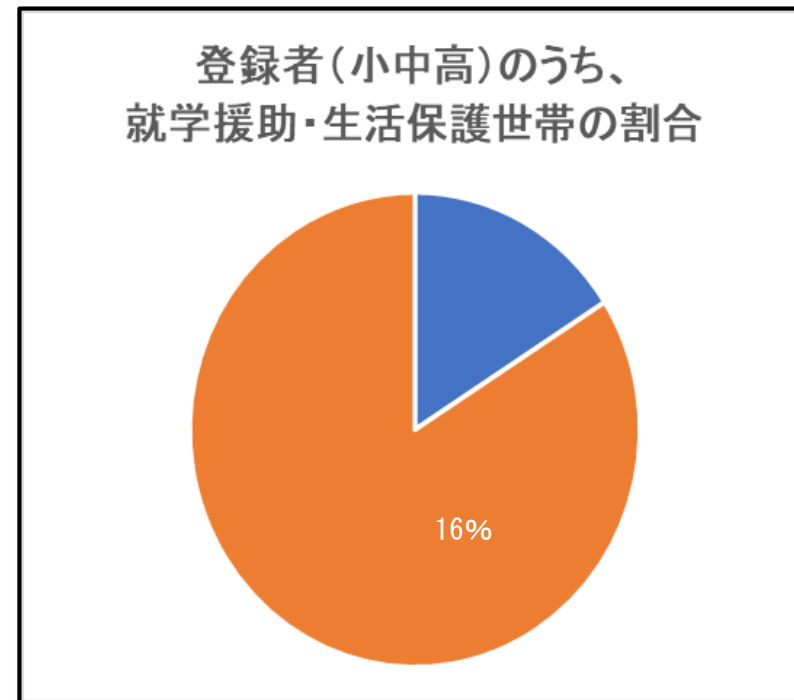
多様な背景をもつ子どもたち

■ フリースペースえん

発達・知的・精神・身体などさまざまな障がいや
非行などの背景を持つ子ども・若者たちと共に育つ



障がいをもつ子どもの割合
39%



生活困窮家庭の子どもの割合
16%

昼食づくり(毎日)

～暮らしを取り戻す～

1日に30人～40人が
一緒につくって食べる

フリースペース「たまりば」が始
まった32年前からずっと
続いていること



暮らしの中に学びの要素はつまっている



毎朝10時半に集まったメンバーで
メニューを決め、
買いだしに出かける。

子どもとおとなが一緒に調理

ほっと、安心できる居場所づくり

「なにもしない」ことの保障

支援のための「目標」などではなく、
居たいように居られる場

弱さがさらけ出せる

正しくない、たいして重要でもない
ムダ話ができる仲間や空間が
大事。

指導や「支援臭」から若者は
遠ざかる

(2021年7月6日内閣官房孤独・孤立フォーラムにて)



自分でつくるプログラム

～一日の過ごししかたは、自分で決める～

《学校外の多様な学び場づくり》

子どもたちが様々な知識を獲得したり、いろいろな文化と出会う機会も用意する

「やる」「やらない」は子どもの自由 自分で選択する



選択できる各種講座
(すべて無料)

演奏・芝居・歌・ダンス・アート

コミュニケーション・科学実験など多数

* 個別の学習支援も行う

「発達障害」の考え方を問い直す

発達障害の「障害」を英語にすると「disorder」

～じっと座ってられない子は「問題児？」～

150年前に明治政府が富国強兵政策の下で、つくり出した「**学校**」。
強い軍隊をつくるために「右向け右」と号令したら右を向ける子どもを育成する必要から生まれたものだった。

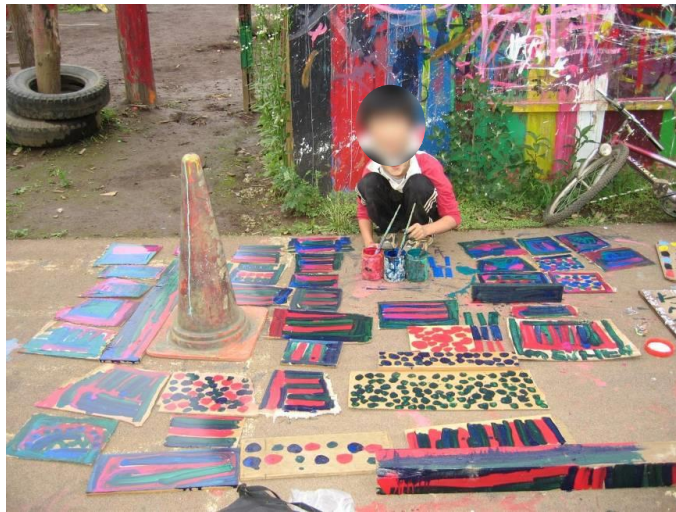
あれから月日は流れ、人類は月に着陸し、スマホで地球の反対側にいる人とも、容易に顔を見ながら通話ができる世の中となった。

社会はこれほどまでに変わったのに、なぜ教育システムだけは変わらないのか。

いま、重要な教育施策の転換期に来ている

東京都総合教育会議に招かれた。(2020年9月10日)

(小池都知事・教育長・教育委員の方々が出席)



教室にじっと座ってられない子ども

「困った」子ではなく、
「困っている」子

「学校不適應児」ではなく、
「子どもに適應できない学校教育」の課題

この子が持っている得意な分野(強いところ)に光をあてる

◎一人ひとりの背景やニーズに合わせた

多様な学びと育ちを保障する環境づくり

(参考) 世田谷区教育大綱 2023年11月策定

小中学生7人が会議に出席し、その意見を含めて決定された。

(前略)

人はひとりひとり違ちがう。性別も、年齢も、育ち暮らす環境も、資質もそれぞれだ。
学びの場での気づきや、学びを深める速度やリズムも、それぞれ異なる。
それならば、学びのあり方も多様となる。
学びの場は、学校だけではなく、家庭であり、地域であり、地球全体だ。
また、学ぶ人は、赤ちゃんから、子どもであり、大人である。
子どもは、「未熟な大人」として、くくれない。
大人が忘れかけた理想や希望により近い、個性を持った「独立した人格」だ。
大人は子どもたちの個性を引き出し、「いま」を生きる日々を大切にして、
尊厳をもって成長し、学び、遊び、友情を育だてる環境を創り、
一步一步を踏み出だせるように、寄り添そい導く責任を負っている。

(後略)

現役の文部科学大臣が 「夢パーク・フリースペースえん」視察

2014.10.27

《大臣コメント》

「既存の教育では収まりきれない子供たちが育って
いく可能性がある」（毎日新聞より抜粋）

「教育をより柔軟で多様な発想に
持っていかなばとあらためて
思った。未来の学校の在り方
のモデルの一つがここにある。

（東京新聞より抜粋）



小中学校に行かなかった子どもたち

**居場所の中で
「こんな私でだいじょうぶ」が
充電されると
ほとんどの子どもたちは
高校に進学していく**

**(高校進学がゴールではない
将来的な社会的自立を目指す)**

神奈川県教育委員会発行のリーフレットより

「教職員・学校関係者のみなさんへ」

～神奈川県学校・フリースクール等連携協議会～

(2006年2月設置)

不登校児童・生徒への対応については、学校が中心となった様々な取組みを実践しているところですが、子どもたちへの多様な支援のノウハウを持つフリースクール等と連携を図ることは、不登校児童・生徒への支援の大きな原動力となること、がこれまでの取組みの中でも明らかになっています。大切なことは、学校に行きたくても行くことができない子どもたちへの支援のきっかけや窓口となるよう、学校や教員が、フリースクール等の活動内容や支援の手立てについてより深く理解し、お互いに手を取り合い顔の見える関係をつくることです。今後は、学校や教員が、フリースクール等の活動内容や支援の手立てについてより深く理解し、お互いに手を取り合うことで、学校に行きたくても行くことができない子どもたちへの支援のきっかけ・窓口となることを願っています。

各地区で教育委員会とNPOが協働で「不登校相談会」「進路情報説明会」を開催
県教育委員会よりNPO（フリースクール等）への1年間教師派遣研修制度あり

川崎市は

生活保護・就学援助を受けている家庭の子どもに対し、
フリースペースまでの交通費と
体験合宿費（年額上限4万円まで）を補助

* 年額合計ひとり

小学校 年12万円 中学校16万円まで

だいじょうぶのタネをまこう！

子どもは

安心できる居場所の中で
大人の肯定的なまなざしの
「だいじょうぶ」に包まれると
自然と欲が湧いてきて
自分の頭で考え
自分の足で歩きます

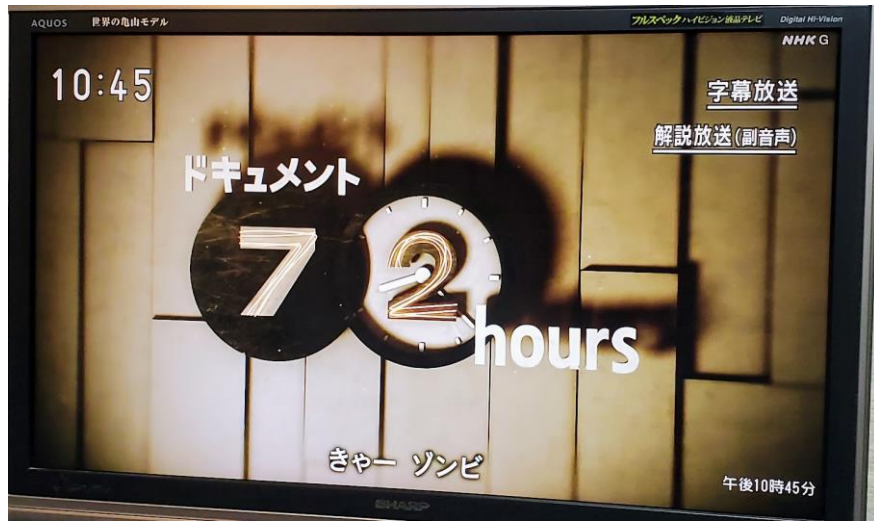
川崎市子ども夢パークで、
乳幼児から高校年齢以上
の人まで、自分の時間を
自由に使って遊び・学び・
育つ子どもたちの成長を
描いた

映画『ゆめパのじかん』

(2022年7月から全国で上映中)

フリースペースえんで
育つ子どもたちの姿が
描かれています。





NHK「ドキュメント72時間」

視聴者が選ぶ2022年度

年間ベスト1



★パネルディスカッション用参考スライド

子ども権利条例制定&子ども夢パーク設立秘話

《川崎市子どもの権利に関する条例》

- 子ども権利条約をもとに、1998年より子どもと市民が行政と一緒に行政と一緒になって策定に取り組む
- 私も調査研究委員会の世話人の一人として参加
- 2年間に200回以上の会議と集会を開催
- 2000年12月の市議会で、満場一致で採択
- 子どもを権利の主体である一人の人間として尊重
- 子どもとおとなは社会のパートナーと位置づけた

「川崎市子どもの権利条例」

(2000年12月成立、2001年4月施行)

第27条 子どもの居場所

子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、もしくは活動すること、または安心して人間関係をつくりあうことができる場所（以下、「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

「子ども権利条例」の具現化をめざした
「子ども夢パーク」づくり

～子どもの声を聞いてつくる～

◎子ども参加・市民参加

- ⇒ **子ども主体のワークショップ**（2001年2月から7回）開催し
子どもの意見をもとにハードを整備
参加した子どもの人数287人
アンケートによる子どもの意見のヒアリング 1725人

子どもと一緒につくる



公民協働によるフリースペースづくり ～不登校児童生徒の居場所・学び場の開設に向けて～

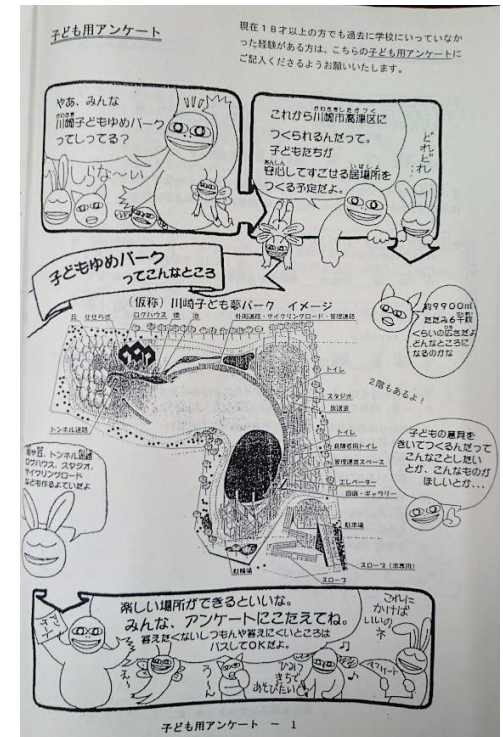
- フリースペースたまりばに、**当事者の声を聴く**
ためのアンケートとヒアリングを市が委託。
- 「**どんな施設をつくってほしいか、どんな施設は
つくられては迷惑か**」

たくさんの不登校児童生徒や親の声を集め、
行政・教育委員会との会議を重ねて、
フリースペースづくりを行った。

《アンケート回収数》

子ども103件・保護者82件

これをもとに2002年3月末に報告書を
市に提出。



川崎市子ども夢パークにおける不登校児童生徒に関する協議会（不登校協議会）の設置・開催

正式には2001年11月から夢パークオープンまでに11回開催
オープン後も開催（所管は、市教育委員会生涯学習推進課）

構成メンバー

教育委員会学校教育部指導課

教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

教育委員会総務部人権・共生教育担当

教育委員会総合教育センター

市民局子どもの権利担当

民間団体・フリースペースたまりば

社会教育の視点にたった不登校支援への提案

《生涯学習推進課から会議に出されたレジュメから》

(2002年8月29日)

なぜ生涯学習推進課が所管するか

- (1) 夢パークの所管が生涯学習推進課
- (2) 社会教育の視点にたった不登校支援

●いつでも、どこでも、だれでも学べる**学校教育以外での
学習権の保障**

●学校教育にこだわらない**生活からの学び**

教育委員会学校教育一部指導課長の決断

「夢パークに開設しようとしている不登校児童生徒の居場所は、学校復帰を考えない居場所で、その点で教育委員会学校教育一部が責任を負う（ゆうゆう広場）とは異なる」

「学校に行かないことも選択肢として認知するという事は、あらためて子どもの最善の利益に立つという考え方で、その根っこには子どもの権利条例がある。つまり、**学校に行けないで苦しんでいる子どもを学校教育の縛りから解放し、いたるところが学びの場だという考え方**である。それを川崎として認める必要がある」